### 包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会
血且人//8十尺	13/H 3 +1X	V130/110/11	教育施設管理課
報告書ページ	128 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	2 管理運営費(南部学校給食センター給食運送委託契約) ①一者随意契約と予定価格の設計について 委託業務の予定価格について、市の積算資料は業者の参考見積書金額 を配送車両と項目ごとにまとめた表として紙面1枚であった。予定価格は 業者見積額と同額で設計され、平成30年度以降、継続して落札率は 100%であった。		
	もに、参考見積をす とができる項目がい、より適正な予算 市の予定価格の 価格の設計を行っ	する場合には、原則と もとに予定価格を設言 ないか複数の業者の 定価格の設計に努める 積算資料は、市が見積 たのか記録を残すべ	はして複数の業者から徴取するとと けする場合には、独自に検証するこ 見積書や取引実例の比較等を行 ることが望ましい。 責書を基にどのように検証し、予定 きである。予定価格積算の考え方、 果たせるのかについて再度検討い
現行の対応を継続する理由	比較検討を行ったが、配送車両は各所の、毎年、同条件でます。このことから	うえで予定価格を積 給食センター専用に改 複数の業者から参考 、現在使用している 後想定)に複数の業者	数の業者から参考見積を徴取し、 算できるよう検討してまいりました 対造された車両であることなどか 見積を徴取することは困難であり 車両が更新される令和12年頃(車 から参考見積を徴取し、適正な執

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	130 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	③仕様書の記載 当該委託業務のいる。現在の仕様に いる。現在の仕様に い難い。 <今後対応すべき 仕様書の本来の	の仕様書について、必 書の内容では、仕様書 点>	要とされる情報が大幅に欠落してはとして役割を果たしているとは言
講じた措置の内容	約年数が長期化す 〔措置した内容と時 他市の配送業務	毎年基本的な委託内容 ることにより仕様書だ ・期〕 の仕様書等も参考にしることで、適切な仕様	容業務に大幅な変更が無いため契い簡素化したと考えられます。 しながら、基本的な記載事項を各給 書の記載内容に令和7年度より見

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	132 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	④契約条項の記 当該業務委託 く、契約条項の記 <今後対応すべき 福島市財務規則	契約書を確認したとこ 載漏れがあった。 ・点> において、「契約保証:	給食運送委託契約) ろ、契約保証金について記載がな 金に関する定め」につき、契約書に Pして事務手続の運用をすべきであ
講じた措置の内容	載漏れが発生した 〔措置した内容と時	作成した契約書様式を と考えられます。 ・ ・ ・ 協議し、福島市財務規	を使用したことにより契約条項の記息を使用したことにより契約条項の記息を遵守した契約書となるよう令

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	137 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	3 学校給食費 ①1食あたり食材費の算定検討資料と公表について 客観的に1食あたりの食材費が適正であるか判断できない状況であった。福島市学校給食センター運営委員会においても、改定額の算定検討内容までは踏み込んでおらず、改定単価報告のみであった。 また、福島市における学校給食費の単価に関する情報公表内容についても説明責任が果たされているとは言い難い。  <今後対応すべき点> 1食あたり食材費の算定検討資料の作成と資料の管理状況の再確認、同時に算定検討した過程の公表による市の説明責任のあり方ついて、改めて検討する必要がある。		
講じた措置の内容	おいて緊急に対応 価改定について事 (措置した内容と明 令和7年度、食材 根拠等について、	ま、急激な食材価格のは、急激な食材価格のは いたため、福島市学校で 後報告となりました。 を期〕 は費改定にあたり、1食に によった。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	高騰に対応するため年度途中に 対給食センター運営委員会では単 あたりの食材費改定の経緯、算出 アー運営委員会において説明する 訳について、市ホームページで公

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	182 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	ていなかった。 <今後対応すべき 備品は市の財産 で使用する備品に	されている食器消毒器 ・点> であり標識は貼付する	は備品を特定する標識が貼られることとなっているが、主に給食室 は適さないことから、他の適当ながある。
講じた措置の内容	方法を検討しなか 〔措置した内容と明 給食室で使用す	観点から調理機器に通ったことが原因となっ 特期〕 る調理機器の備品は に適していないため、	直接標識を貼り付けない代わりのっております。 異物混入防止の観点から標識を直 図面上で備品番号が判別できるよ

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	206 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	校庭の周囲に記 化に伴い破損が著 <今後留意すべき 周辺住民の生活	しく機能していないね 点> 環境に影響を及ぼす	トは、長期間使用した結果、経年劣
講じた措置の内容	しています。 〔措置した内容と時	止のため防砂ネットを	設置しているが、現状のまま使用